

【福岡市家賃支援金 申請額計算書】(1枚目)

(参考資料)

福岡市家賃支援金を申請する店舗ごとに作成して下さい。

店舗名	
-----	--

枠内の項目をご記入ください。

★本計算は、あくまで相当額です。実際には提出書類に基づき算定した金額を支給します。

①申請する施設(店舗)の前年又は前々年の実績月の売上高を[1]へ記載してください。
 ※[1]が不明な場合は[※1]を、新規開店特例の場合は[※2]を記載してください。
 ※[1]・[※1]・[※2]のいずれかにチェックを入れて下さい。

○ [1] 前年又は前々年の実績月の売上高が分かる場合

<input type="radio"/> 前年	<input type="radio"/> 前々年
いずれかにチェックを入れて下さい	

①の金額(売上高)

○ [※1] 前年又は前々年の実績月の売上高が不明な場合

前年または前々年の年間売上高を基準に売上高相当を算出します。

前年または前々年の年間売上高	÷	<input type="radio"/> 365日 <input type="radio"/> 366日 いずれかにチェックを入れて下さい	×	31日(8月の場合) 30日(9月の場合)	=	①の金額(売上高)

○ [※2] 前年又は前々年の実績月の売上高がない場合(新規開店特例)

開店日以来の売上高を基準に売上高相当を算出します。

開店日から休業開始日前日までの売上高	÷	開始日から休業開始日前日までの日数	×	31日(8月の場合) 30日(9月の場合)	=	①の金額(売上高)

②福岡県から支給された又は福岡県に申請した、福岡県感染拡大防止協力金の金額を記載して下さい。

①の金額(売上高)が②の金額(県協力金)を下回る場合に限り、当該帳簿等の提出省略が可能です。
 (条件:売上高方式で申請した場合のみ)詳しくは募集要項のP11以降をご確認ください。

<input type="radio"/> 支給済	<input type="radio"/> 申請中
いずれかにチェックを入れて下さい	

②の金額(県協力金)

③申請する店舗等の賃料(減免を受けている場合は減免後の賃料)を記載して下さい。

家賃	+	借地料	+	共益費・管理費	+	駐車場の借地料	=	③の金額(申請店舗の賃料)

★上記、①～③を基準に、福岡市家賃支援金の申請額相当を算出します。

2枚目へお進みください。

申請額

2枚目で算出した金額を転記して下さい。

申請額の計算にあたって不明な点等ございましたら、お気軽に事務局へお問い合わせください。
 TEL:092-687-5193(9:00~17:00 土日祝も対応)

福岡市家賃支援金を申請する店舗ごとに作成して下さい。

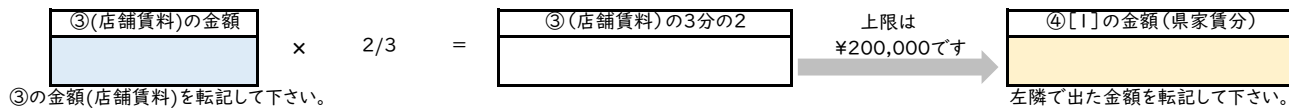
店舗名	
-----	--

枠内の項目をご記入ください。
※同じ色の枠には、同じ数字が入ります。

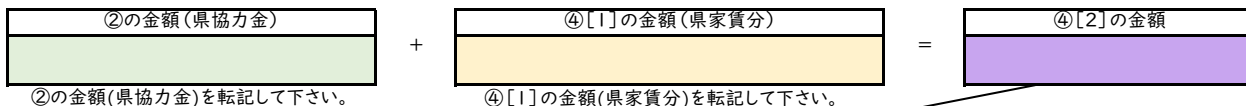
★本計算は、あくまで相当額です。実際には提出書類に基づき算定した金額を支給します。

④ ①～③の金額をもとに、福岡市家賃支援金の申請額を算出します。

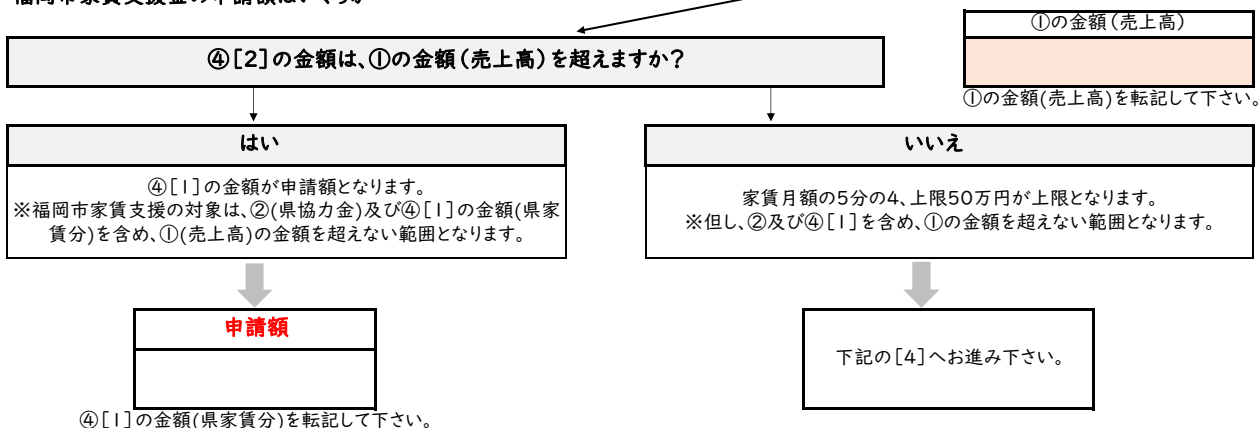
[1] 福岡県感染拡大防止協力金の家賃支援金はいくらか(家賃月額額の3分の2、上限20万円)



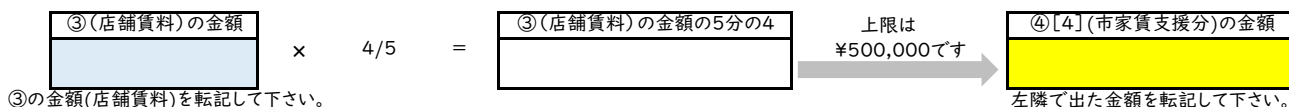
[2] ②(県協力金)と④[1](県家賃分)の金額の合計は、①(売上高)の金額を超えるか



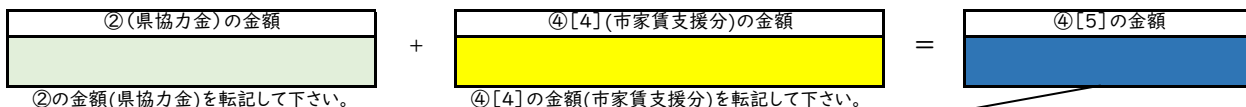
[3] 福岡市家賃支援金の申請額はいくらか



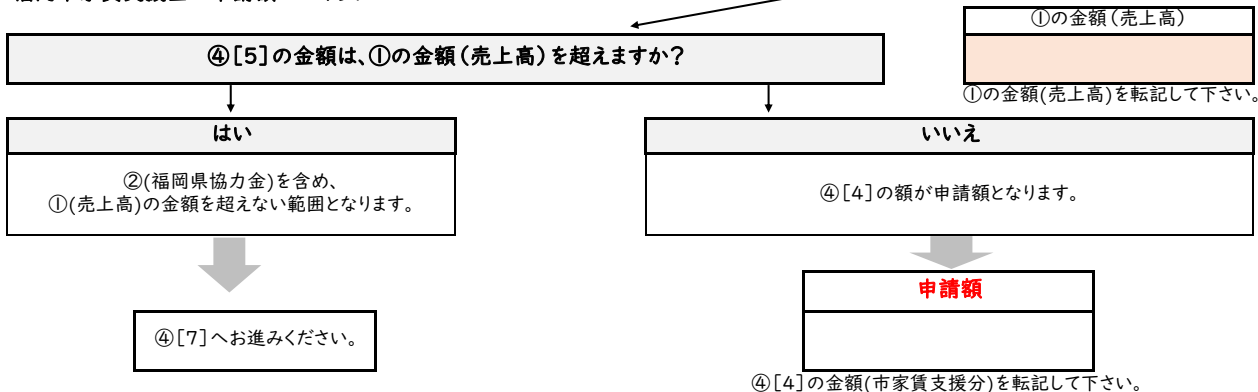
[4] 福岡市の家賃支援金はいくらか(家賃月額額の5分の4、上限50万円)



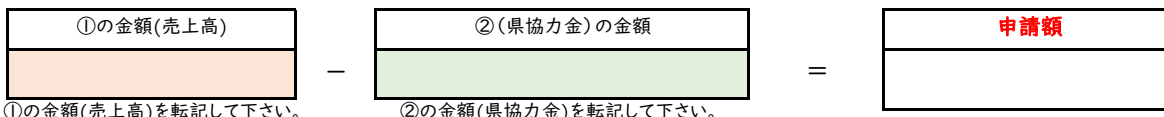
[5] ②(県協力金)と④[4](市家賃支援金)の金額の合計は、①(売上高)の金額を超えるか



[6] 福岡市家賃支援金の申請額はいくらか



[7] ②(県協力金)を含め、①(売上高)の金額を超えない、福岡市の家賃支援金の申請額はいくらか



申請額の計算にあたって不明な点等ございましたら、お気軽に事務局へお問い合わせください。

TEL:092-687-5193(9:00~17:00 土日祝も対応)